

## 各種語学検定試験の受検料補助に関する申し合わせ

平成 21 年 12 月 10 日

甲南大学 父母の会

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

1. 本大学学部にて在学する学部生が、各種語学検定を受検する場合は、受験料を補助することができる。
2. 学部生が検定試験受検料の補助を受けようとする場合は、受験後、結果（合否判定またはスコア表）が届いてから「学部生語学検定試験受検料補助願」にその結果の写しと受検料が記載された領収書を添付して、父母の会事務局に提出し、承認を得るものとする。  
ただし 3 月に受検する場合は、受検前に「学部生語学検定試験受検料補助願」に領収書のみを添付し、3 月 31 日までに父母の会事務局に提出する。また、検定試験の結果については届き次第、その写しを父母の会事務局に速やかに提出するものとする。
3. 対象の語学検定は、以下のとおりとする。
  - (1) TOEIC, TOEFL
  - (2) ドイツ語技能検定試験
  - (3) 実用フランス語技能検定試験
  - (4) 中国語検定試験
  - (5) 「ハングル」能力検定試験, 韓国語能力試験
  - (6) その他
4. 上記の受検料の補助は、3,000 円を限度に受検料の半額とする。
5. 一年度内における検定試験受検料補助の申請回数は、一人当たり 2 回限りとする。

### 附 則

この申し合わせは、平成 21 年 11 月 10 日に遡り施行する。

### 附 則

この申し合わせは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この申し合わせは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。